

# 金沢市歩けるまちづくり基本方針

平成16年(2004年)3月

金 沢 市

## 目 次

はじめに（歩けるまちづくりの意義） .....	1
．歩けるまちづくりからみた現状と課題 .....	3
1．現 状 .....	3
2．課 題 .....	6
．基本的な方針 .....	8
1．歩く人にやさしい交通環境 .....	8
2．まちを歩く意識の醸成 .....	8
3．まちの回遊性の向上 .....	9
．施策の具体的な推進方向 .....	10
1．歩く人にやさしい交通環境 .....	10
（1）歩く人にやさしい交通環境の基本的な考え方 .....	10
（2）道路特性に応じた歩けるまちづくり .....	13
（3）土地利用・地域特性に応じた歩けるまちづくり .....	15
2．まちを歩く意識の醸成 .....	21
（1）地域コミュニティの醸成 .....	21
（2）まちを歩いて知ることに意識の醸成 .....	22
（3）まちを歩くことによる環境意識の向上 .....	22
（4）自動車中心から公共交通機関利用への意識の醸成 ..	23
（5）歩くことによる健康づくり .....	24
3．まちの回遊性の向上 .....	25
（1）魅力ある歩行空間の創出 .....	25
（2）歩けるみち筋の指定 .....	26
．推進方法	
1．市民、事業者、市が一体となった取り組み .....	27
（1）市民、事業者の役割 .....	27
（2）市の役割 .....	28
（3）市民、事業者、市の連携 .....	28
2．歩く意識醸成に向けたPR活動の推進 .....	31
金沢市における歩けるまちづくりの推進に関する条例 .....	32

## はじめに（歩けるまちづくりの意義）

金沢は、四百年以上に渡り、戦災、あるいは、大きな災害を受けることなく自然と人間が共生しながら、歴史、文化、伝統を継承してきました。

金沢のまちには、現在もなお、いたるところに人々の暮らしが息づく細街路、広見（ ）、用水といった伝統的街路構造が数多く残されており、それらが金沢のまちの魅力を形成してきました。

人口が増加し、経済も発展を続ける成長社会において、モータリゼーションの進展は、人々の行動範囲を拡大するとともに、移動の利便性向上にも大きく貢献し、郊外部での住宅、事業所、商業施設などの立地を促進してきた半面、交通事故、排気ガス、騒音の発生、あるいは、中心市街地の空洞化、公共交通機関利用者の減少といった様々な諸問題をもたらす要因にもなりました。

とりわけ、藩政期のまちの骨格を現在に引き継ぐ金沢におけるモータリゼーションの進展は、慢性的な交通渋滞、生活道路への相当量の通過交通の流入などの交通問題、大気汚染等の環境問題、本来、道が有していた地域コミュニティ空間、賑わい空間としての機能の喪失など、様々な深刻な社会問題を引き起こすこととなりました。

今後、人口の減少や少子高齢社会が進展する中、持続可能な社会を実現していくためにも、まちを安全、かつ快適に歩くことのできる交通環境を整え、過度のマイカー依存の生活から脱却した人とまちと環境が共生できる“歩けるまちづくり”を推進していくことが必要不可欠です。

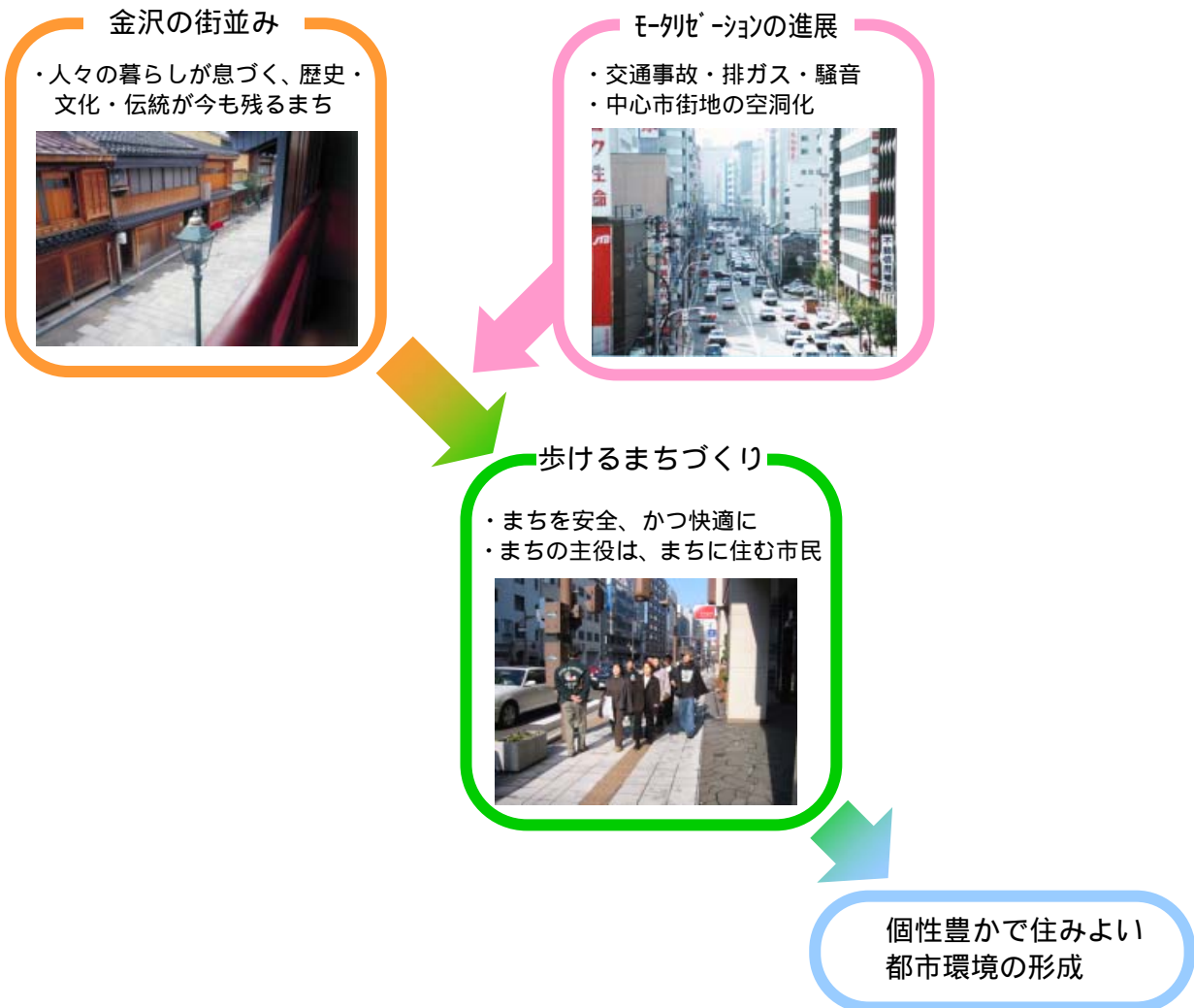
歩けるまちづくりは、「まちの主役は、まちに住む市民」の認識のもと、通過交通の抑制など交通環境改善施策を通じたコミュニティ空間としての生活道路の復権、また、金沢の特性（自然、歴史、文化、生活等）を生かしながら、人が自動車よりも優先された魅力ある歩行空間の創出などの歩行環境の改善を通じて、住みよいまちづくりを推進していくものですが、とりわけ、市民、事業者側からのまちを歩く意識の醸成、自主的な歩けるまちづくりへの取り組みが非常に重要です。

歩けるまちづくりに向けての市民・事業者・行政が一体となった多面的な取り組みは、安全で快適なまちづくり、更には、まちなかの定住を促進する契機になるとともに、都市機能の集積、相乗的な経済交流活動による中心市街地活性化を図り、ひいては、金沢市全体の個性豊かで住みよい都市環境の形成につながっていくものと考えています。

この「金沢市歩けるまちづくり基本方針」は、金沢市における歩けるまちづくりの推進に関する条例（平成15年3月24日制定：条例第1号）に基づき、歩けるまちづくりに関する施策の総合的な推進を図るために策定するものですが、これは金沢市が進めていく歩けるまちづくりの指針であると同時に、市民や事業者の皆さんの歩けるまちづくりへの取り組みを支援するため、また、様々な歩けるまちづくりの施策などへ参加・協力をいただくための指標にもなるものです。

金沢市は、金沢に住む人、訪れる人の誰もが、安全に、そして快適に歩けるまちづくりを推進していくとともに、皆さんのお住まいの地域における歩けるまちづくりへの取り組みについても積極的に支援していきます。

広見：街路の一部が広がっているところで、狭い小路での荷車の回転場、火除け地、火消しの集合場所、藩の高札を掲げる場、軍事的な意味などがあったといわれる。城下町の町割りの特徴のひとつともいわれるが、戦禍や都市化のため、全国の城下町でもほとんど残っておらず、金沢の貴重な財産となっている。



# 歩けるまちづくりからみた現状と課題

## 1. 現状

### 細街路が残るまち

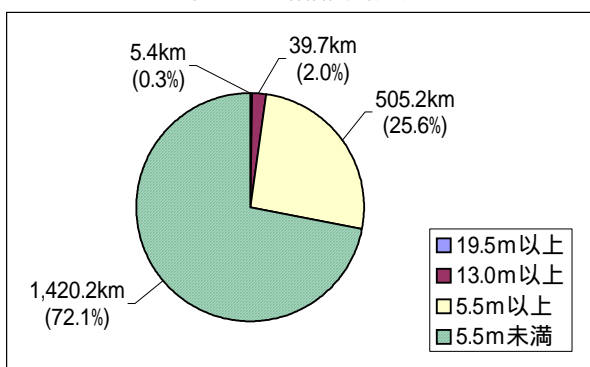
金沢は、四百年以上に渡り、戦災や大きな災害を受けることなく、自然、歴史、文化等を継承してきたまちです。藩政期のまちの骨格を引き継ぎ、今もなお、まちのいたるところに細街路が見られます。

かつて、細街路は地域の居住環境と密接に結びつき、「たまり空間」、「安全な歩行空間」としての役割を担っていましたが、

モータリゼーションの進展によりその機能が阻害され、子供が細街路で遊べない、近所づきあいが希薄になるなど、地域コミュニティの衰退が問題になっています。

現在、市内の道路延長のうち、全体の9割が市道であり、市道の道路幅員別延長をみると、5.5m未満の道路が全体の約7割を占めており、歩道の整備率もほぼ横ばいの状況にあります。

【市道の道路幅員別延長】



出典：道路施設状況調査 (H15.4)

### 歴史ある街並み

まちなかには、城下町当時の面影を残す古い街並みや大小様々な約400箇所の広見(寺町の六斗の広見、横山町の広見など)が今もなお数多く残されています。

また、卯辰山丘陵、小立野台地、寺町台地などの緑に囲まれ、まちなかには潤いのある55の用水が現在も流れています。

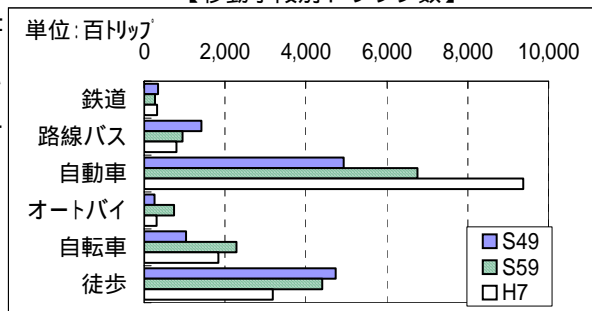
【六斗の広見】



### 自動車への依存

金沢都市圏の交通は、自動車利用が著しく増加しており、移動手段の約6割を占めています。また、市内の自動車保有台数も増加を続けています。

【移動手段別トリップ数】

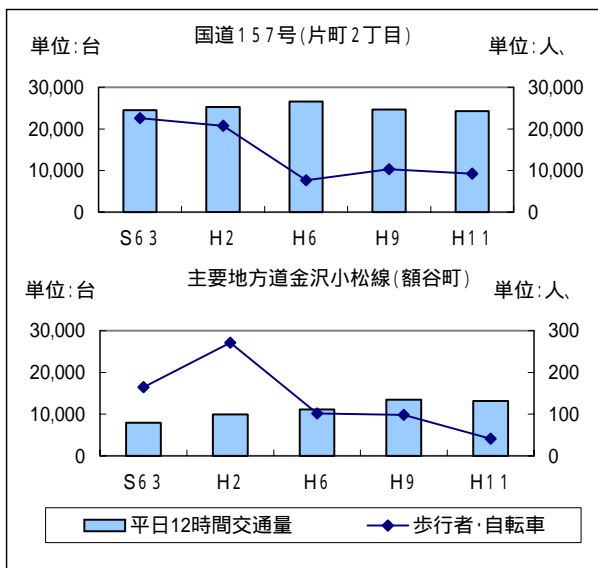


出典：第3回金沢都市圏 PT 調査報告書 (H9)

## 交通量の増大

自動車交通量は、都心部やその周辺ではほぼ横ばいですが、郊外では増加しています。また、歩行者・自転車交通量は、都心部で著しく落ち込んでいます。

【交通量（自動車、歩行者・自転車）】

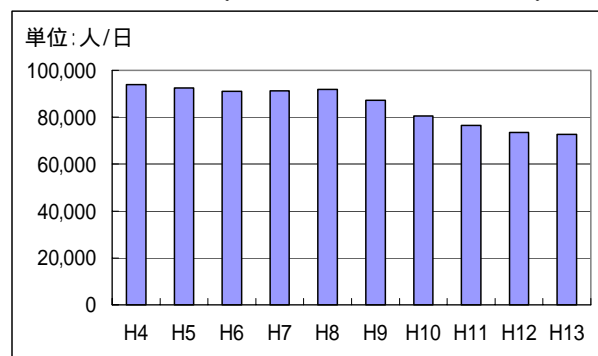


出典：全国道路交通情勢調査

## 公共交通機関利用者の減少

JR北陸本線と北陸鉄道浅野川線・石川線の利用者は、近年いずれも減少に転じています。また、金沢駅を起点に放射状に編成されているバスにおいても、その利用者は減少し続けています。

【バス利用者数（市内線：JRバス・北鉄バス）】

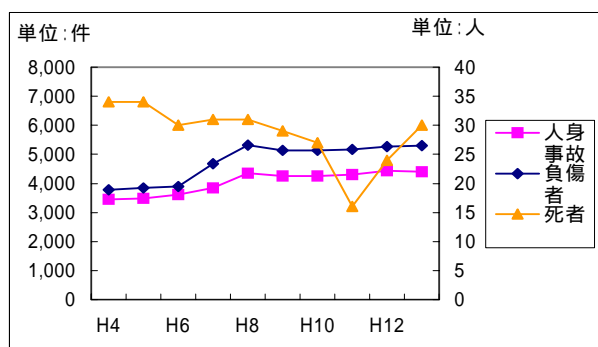


出典：金沢市統計書

## 交通事故の発生

交通事故件数は、平成4年から平成8年までは増加していましたが、平成9年以降はほぼ横ばい傾向にあります。

【交通事故件数】



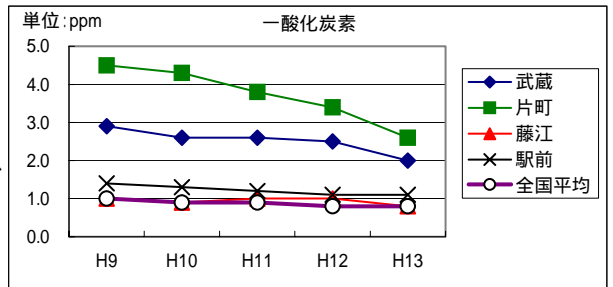
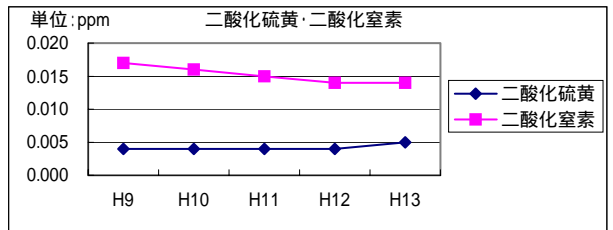
出典：金沢市統計書

## 都心部での大気汚染

大気汚染では、市内の二酸化窒素( $\text{NO}_2$ )<sup>(1)</sup>の濃度が横ばいですが、二酸化硫黄( $\text{SO}_2$ )<sup>(2)</sup>の濃度が微増しています。一酸化炭素( $\text{CO}$ )<sup>(3)</sup>については、減少傾向にあります。片町は依然として高濃度であり全国上位に位置しています。

- 1 二酸化窒素：物の燃焼で必ず発生するものですが、高濃度では人の呼吸器系に悪影響や障害を及ぼす。
- 2 二酸化硫黄：化石燃料により大気中に排出され、高濃度では人の呼吸器系に悪影響や障害を及ぼす。
- 3 一酸化炭素：人体組織への酸素運搬機能の阻害等の生理的障害を引き起こす。

【大気汚染】



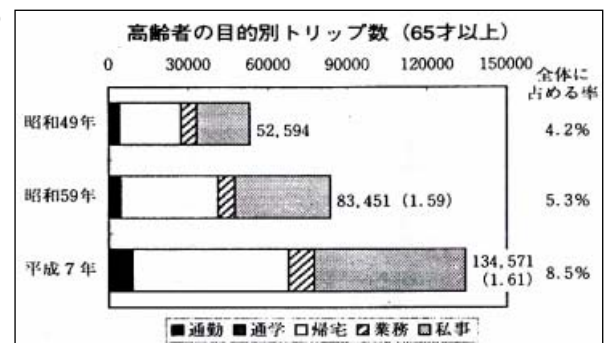
出典：かなざわの環境 資料編 (H14)、環境省

## 高齢者の移動増加

65歳以上の高齢者の移動(トリップ<sup>(4)</sup>数)は、大幅な増加傾向にあります。高齢者の交通手段は、これまで徒歩、自動車の順でしたが、平成7年の時点では自動車、徒歩の順になりました。

トリップ：人が目的をもってある地点からある地点へ移動したときの単位。一回の移動で複数の交通手段を使っても全体を1トリップと数える。

【高齢者トリップ数】



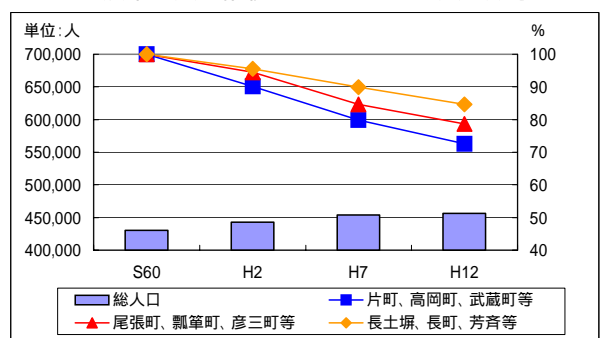
出典：第3回金沢都市圏PT調査報告書 (H9)

## まちなかの空洞化

市の人口は、微増傾向にあるものの、まちなかの人口は減少しています。あわせて、まちなかの事業所・従業者数が減少し、まちなかの空洞化が進展しています。

また、商店街の歩行者数は、減少傾向にありましたが、休日では近年増加傾向に転じている地点も現れています。

【金沢市の人口推移とのまちなかの人口動態】



出典：国勢調査、調査統計室調べ



## 2. 課題

### 人と環境にやさしい交通手段の利用推進

少子高齢社会の到来、更には、高齢者の移動の増加傾向等を踏まえ、誰もが安心して、快適にまちに住み続けることができるよう、交通環境面から、ノーマライゼーション社会の実現に向けた更なる施策の推進が必要です。

交通渋滞の緩和、環境負荷の低減を図るため、過度のマイカー依存から脱却し、公共交通や徒歩・自転車への利用転換施策を進めることにより、人と環境にやさしい交通手段の利用を促進していくことが必要です。



### 歩行者の歩行と自動車等の通行が調和した良好な交通環境の整備

金沢市は、非戦災都市として歴史的な街路構造が今もなお残されており、その街並みを壊さずに、限られた道路空間を有効に活用するための交通安全対策やまちづくりを進めていくことが必要です。

人や物の動きがますます活発化することが想定される中、良好な交通環境を創出するためには、歩行者と自動車交通が混在する狭隘な道路等において、通過交通の抑制、交通安全などの歩行者の歩行の安全確保を図りながら、元来、道が有していたコミュニティ空間、賑わい空間としての機能を再生していくことが必要です。



### 歩くことによるまちを愛する意識の醸成

過度のマイカー依存から脱却し、まちを歩くことは、健康づくりのみならず、交通コスト削減による生活コストの削減、環境負荷の低減にもつながります。また、緑、落ち葉の様子や用水のせせらぎの音、風情といったものは、歩くことによって実感できるものであり、まちを歩くことは、地域の宝などの新たな発見、人との出会いにもつながります。

市民のひとりひとりが、積極的にまちを歩くことを心がけることによって、金沢のまちの持つ魅力を新たに知るとともにまちの魅力が高まり、まちに対する愛着も深まるという意識を醸成していくことが大切です。





## まちの顔となるまちなかの魅力と回遊性の向上

通勤・通学や買い物などの日常生活の中で、人々が歩きたくなる道路と思えるよう、安全性・快適性に加え、自然、歴史、文化など、その地域ならではの風情と良さが感じられる環境の創出が必要です。

更に、藩政期からの街並みや街道・用水といった金沢ならではの貴重な財産を生かすとともに、長い歴史を経て形成されたいわば“まちの顔”であるま

ちなかや商業地・観光地などを歩いて快適に回遊できるルートづくり等が必要です。



## 基本的な方針

基本的な方針は、金沢市並びに市民や事業者の皆さんが、歩けるまちづくりに取り組む際、基本となる方針を表しています。

### 1. 歩く人にやさしい交通環境

#### 歩行者に配慮した交通環境の整備

道路形態及び地域の特性などに応じて、通過交通の抑制、カラー舗装化等による歩行環境の改善、交通安全、公共交通の利便性向上など、歩く人にやさしい交通環境を整備していきます。

また、自転車は、環境にやさしい乗り物として、駐輪場や自転車の通りやすい道路整備を進め、歩行者と自転車が秩序ある利用を行う手立てを工夫していきます。



#### 歩行者に配慮した沿道等の周辺環境の整備

自然、歴史、文化といった金沢らしさを生かしながら、高齢者、子供、障害のある人など、市民の誰もが安全に楽しんで歩けるまちづくりに向けて、バリアフリー化やユニバーサルデザイン<sup>( )</sup>に配慮した歩行環境の確保、街並みの特徴を生かした道路修景など、沿道等の周辺環境の整備を通じ、歩けるまちづくりを推進します。

ユニバーサルデザイン：製品、建物、環境などを性別、年齢、障害等、人が持つそれぞれの違いを超えて、すべての人が使いやすく、また、暮らしやすくなることを前提としたデザイン(概念)。

### 2. まちを歩く意識の醸成

#### 地域コミュニティの醸成

モータリゼーションの進展により、道が本来的に有していた人と人との地域コミュニティの場としての機能が失われつつあります。

まちを歩くことにより、道を大切にし、自らのまちを知り、まちへの愛着を深めることで、地域コミュニティの醸成を図っていきます。



## 過度のマイカー依存生活からの転換

金沢市においても、増え続ける自動車交通量は、慢性的な交通渋滞、交通事故等を引き起こしていますが、とりわけ、環境問題、健康の観点からも過度にマイカーに依存した生活からの転換が必要であり、引き続き、自動車中心から公共交通を活用した歩けるまちづくりへの意識醸成を図っていきます。

## 3. まちの回遊性の向上

### 回遊性の向上

市民がまちを徒歩で快適に回遊できるように、歩行者ネットワークの連続性確保など、歩行環境の向上を図るとともに、沿道の緑化や彫刻作品などの展示、更には、まちなかでの賑わいスポット、わかりやすいサイン整備などに努め、まちの賑わいを創出します。



### 歩けるみち筋の指定

金沢ならではの自然、地形、歴史的建造物等を生かした散策路の中で、金沢のまちの風情と良さを身近に感じて歩くことができる道を歩けるみち筋として指定し、その整備に努めます。

## 施策の具体的な推進方向

施策の具体的な推進方向は、「 . 基本的な方針」を受けて、金沢市が進めていく歩けるまちづくりに関する施策の具体的な推進方向を表しているとともに、市民や事業者の皆さんが、歩けるまちづくりに取り組む際の指標（ガイドライン）となるものです。

この中には、自動車交通（交通量・走行速度）の抑制が含まれていますが、これは、市民に不便を強いたり、事業者に不利益を押しつけたりするものではなく、交通安全啓発、歩行環境整備事業などとあわせて、安心・快適に過ごし語らうことのできる公共空間を取り戻すことで、人々がのびのびとまちを歩き、まちに愛着を感じ、賑わいを生み、そして暮らしの豊かさを深めていこうという取り組みです。

この過程において、市が歩けるまちづくりを推進するため必要な施策の策定及び実施をしていくことはもちろんですが、人の歩行環境を損なうことなく、生活者や事業活動に不可欠な移動ニーズを満足させるため、自動車を適切に活用するルールづくり、道路の有していた地域コミュニティ機能の再生などを地域の皆さんの話し合いで進めていくことも大切になります。

歩けるまちづくりを一つの入り口として、将来的に過度に自動車に依存しない住みよい都市空間を地域全体で形成していくことが重要であると考えています

### 1. 歩く人にやさしい交通環境

#### （1）歩く人にやさしい交通環境の基本的な考え方

自動車交通（交通量・走行速度）を抑制します。

それぞれの地域にふさわしい歩く人にやさしい交通環境の実現に向け、歩行空間の拡充と適正な自動車利用の推進を図るとともに、地域の実情に応じたきめ細かなハード・ソフト施策を実施し、通過交通の排除・抑制と地区内通行車両の走行速度の抑制等を通じて、安全・快適に歩ける環境づくりに努めます。



具体的には、道路において歩行者の安全性確保を目的とする「歩行者専用、又は、自転車及び歩行者専用」、自動車の進行方向を限定する「指定方向外進行禁止」、「車輛進入禁止」、ゾーン内での自動車の「最高速度規制」、更には、狭幅員の道路で通行方向を限定することにより、歩道等のスペースを確保することもできる「一方通行」などの手法が考えられます。

また、まちなかにおいて、自動車ができる限り遠慮をして走行し、歩行者・自転車の安全かつ快適な通行を確保するため、社会実験などを通じて、自動車の速度を抑制するためのクランクやスラローム、狭さく、ハンプ舗装（P16参照）などの設置を検討します。



危険な十字路にはカラー舗装でイメージハンプ（ ）を整備して、ドライバーに注意を喚起します。

イメージハンプ：視覚的にハンプがあるように見せ、速度を低下させる舗装。



自動車の交通総量を減らすために、公共交通の料金や運行ダイヤ、乗り継ぎなどを工夫し、利便性を高める方策を検討します。また、誰もが利用しやすいノンステップバスなどの導入やバス停の整備を促進します。



交通安全に取り組みます。

行政は、自動車の安全運転、違法駐車禁止など交通マナーの向上施策に積極的に取り組むとともに、国、県、警察などの関係行政機関等と連携し、地域住民のための交通安全施設の整備に努めます。また、住民自らも地域的な交通安全活動の実施などに取り組みます。





歩行環境を整備します。

交通バリアフリー法に基づく重点整備地区や見て歩きコースなどの主要な道路においては、住民や障害のある人などの意見を聞きながら、「交通バリアフリー基本構想：H14.3」に基づき、歩道・施設の改良・整備を行い、できるだけ多くの人が満足できる、連続したバリアフリーな環境を充実します。



側溝の蓋かけや広告看板などの障害物の撤去、電線類の地中化などにより、歩道の有効幅員を拡幅し、安全でゆとりある歩行空間を確保します。



冬期歩道のバリアフリー化として、相当量の歩行者が通行する箇所においては、将来的な無散水融雪歩道の整備を検討します。また、市内中心部の融雪装置のネットワーク化が図られるよう整備を進めます。



また、排水性の悪い箇所では、自動車の走行により歩行者に水がはねないように、歩行者の快適性を確保します。



行政、医療福祉関連等の公共施設が立地し、歩行者の多い路線では、歩行者ITS( )を活用した歩行支援により、歩行者の安全性・利便性を高めます。

歩行者ITS：歩行者、車椅子使用者、自転車などに、安全・快適・利便を提供する高度道路交通システム。

金沢は年間降雨日数が多いことから、再開発事業などにあわせて、全天候型の歩行空間整備を検討します。



## (2) 道路特性に応じた歩けるまちづくり

### 《生活道路（細街路、裏通り）、広見など》

歩行者優先の空間づくり、地域コミュニティ機能の復活、緊急時の避難路など交通環境の面から安全・安心な暮らしの実現を図ります。

全国的にも高い水準にある金沢独自のコミュニティを形成・維持してきた地域性を踏まえて、本来の道の主役であった人が集い賑わえるよう、また、あらゆる人が快適に住み続けられるよう、歩道整備やイメージ舗装などによる歩行空間の確保と連続化、コミュニティ道路化などによって、歩行者・自転車の優先性を強調し、安心して歩ける環境を確保します。



金沢の貴重な財産である広見については、憩いやイベント開催などの交流の場として、地域住民とともに保全、活用を図っていきます。



避難地への適切な誘導を行うためのサイン設置や、密集市街地での延焼防止や避難路確保のための新たな街路整備を推進します。





### 《散策路、用水沿い道路》

自然環境の保存を前提として、多目的に楽しめる安全な散策路を整備します。

地域住民の協力を得ながら、沿道の魅力などを発見・再認識するための地域点検を行い、その結果を踏まえて、藩政期からの街道・坂道、用水といった貴重な財産の保全・活用を図り、歴史的街並みや豊かな自然と調和した、歩きたくなくなるような道路空間を創出します。



辰巳用水

### 《広場・ポケットパーク》

市民の憩いの場となるたまり空間を整備します。

地域住民の憩いの空間として、また高齢者などの休憩の場として、広場やポケットパークなどの「たまり空間」を、市民が主体となって計画・整備・管理を行うことで、市民ニーズに合った憩い空間の創出を図ります。あわせて、高齢者などの外出支援の一環として、公園などにおいて公衆トイレの充実に努めます。



木倉町広場

### 《通学路》

安心して歩ける歩行環境の整備を推進します。

学校周辺や多くの児童・生徒が通行する通学路については、市民参加で歩行環境の点検を行い、ハード・ソフトの両面から通学路であることを強調して、ドライバーに注意を促します。

また、樹木や看板等が歩行者の通行の妨げにならないように、適正な管理や配置の指導に努めます。



額小学校

夜間、生徒などが安心して帰宅できるように、街路灯・防犯灯の充実に加えて、各戸の玄関照明を夜間に点灯するなど、地域ぐるみの防犯対策にも取り組むことを推進します。

横断歩道部分のかさ上げ（ハンプ）や、自発光道路鋏の整備などにより、ドライバーに横断歩道の存在を知らせて自動車の減速を促し、交通事故の低減を図ります。



金沢工業大学

### (3) 土地利用・地域特性に応じた歩けるまちづくり 《歴史的街並み》

伝統的街並みなど、まちの個性を生かした歩けるまちづくりを推進します。

「住んで、歩いて、学ぶまち」の実現を目指し、こまちなみ保存区域などにおいて、歴史的な街並みと調和した安全で快適な歩きたくくなるような歩行環境を整備します。

金沢の魅力を高めるために、金沢城下町みて歩きコースを中心に、観光地や金沢21世紀美術館（仮称）などの公共公益施設をつなぐルートを整備を行い、回遊性のある歩行者優先の空間を創出します。



### 《住宅地》

安全、快適な交通環境確保とコミュニティの再生を図ります。

歩行者空間の拡充と適正な自動車利用実現のため、住民の理解と協力を得ながら、自動車交通をある程度許容する路線、抑制する路線（コミュニティ道路）、排除する路線（歩行者専用道路）に区分し、ハード・ソフトの両面から、それぞれの地域にふさわしい整備を進めます。



また、必要に応じて住宅地への車両進入禁止と徐行を呼びかける標識の設置や、交通安全推進隊などの地元住民による交通安全の取り組み・指導により、地域住民の安全を確保します。



都心の裏通りでは、通勤・買い物客・観光客など、その地域を訪れる人々と地域住民の利便性・安全性のバランスに配慮しながら、地域ニーズに応じた交通対策により、快適で安全・安心な都心居住を実現します。

その他、「生活道路（細街路、裏通り） 広見など」で前述した対策を推進します。





## 【参考図-住居系地区の例】

歩行者の通行を優先すべき住居系地区等において、地区内の安全性・快適性・利便性の向上を図るために、面的かつ総合的に行う交通対策の例を以下に示します。

**【ハンプ】**  
道路を凸型に舗装し、事前にこれを見たドライバーがスピードを落とすことをねらったものです。

**【路側帯のカラー舗装】**  
歩道のない狭い道路で歩行者と車の通行位置を区分するため、路側帯に色をつけ舗装したものです。

**【クランク】**  
車の通行部分をジグザグにしたり蛇行させたりして、ドライバーに左右のハンドル操作を強いることで車のスピードを抑えようとするものです。

**【スムーズ横断歩道】**  
横断歩道部分をかさ上げすることにより、歩道との高低差を小さくして歩行者が歩きやすくなり、車の速度を抑えるはたらきをするものです。

**【狭さく】**  
車の通行部分の幅を狭くしたり、視覚的に狭く見せかけることにより、車のスピードを抑えようとするものです。

**【一方通行】**  
交通の円滑化が主目的ですが、狭幅員の道路で通行方向を限定することにより、歩道等のスペースを確保することもできます。

**【歩行者自転車専用】**  
歩行者の安全性確保が主たる目的ですが、歩行者の少ない曜日や時間に限り解除することもできます。

**【コミュニティ道路】**  
歩道を設置し、また車道をジグザグにしたり狭くしたりして車のスピードを抑え、歩行者の安全を実現する道路です。

**【歩車共有道路】**  
ハンプや狭さくを設置して車のスピードを抑え、歩行者の安全を実現する道路です。

**【30km/h最高速度の区域規制】**  
ゾーンの入口・出口に標識を設置し、ゾーン内の車の最高速度規制を行うとともに、ゾーン境界を明示したものです。

**【車両進入禁止】**  
通常は進行方向を限定しますが、面的な交通対策により、一定の曜日や時間に限り解除することもできます。

出典：コミュニティゾーン（道路広報センター・パンフレット）に加筆

## 《商業・業務地》

安心して歩ける歩行環境を整備し、賑わいと地域経済活力を創出します。

香林坊・片町地区の5タウンズ（香林坊商店街・片町商店街・豎町商店街・広坂振興会・柿木畠振興会）や武蔵ヶ辻地区などに代表される都心部の商店街においては、まちなかの特徴を生かした商業集積を展開し、商店街の回遊性の強化を図ることで中心市街地全体の魅力ある商業環境を形成します。



都心部の商店街においては、休日の歩行者専用（モール）化による歩いて楽しい歩行空間の確保により、自動車での移動は若干の制約が加わりますが、買い物客などの回遊性の向上と地域の活性化を図ります。



また、道路まつり、ムサシまつり、駅西ホコテンなど、道路を活用したイベント開催などにより、歩く楽しさ、まちを訪れる楽しさを演出し、賑わいの創出を図っていきます。

路外荷捌き施設として、小規模なスペースを荷捌き場として整備し、荷捌きによる路上駐車を排除します。あわせて、違法駐車については、金沢市違法駐車等防止条例による指導の徹底などを行います。



なお、都心部における駐車場については、駐車場案内システムや商店街のパーキングネットなどのネットワーク化などによる効率的な活用を進めるとともに、沿道型・集約型駐車場を整備し、公共交通機関や徒歩との組み合わせにより、駐車場と商店街を結ぶ歩ける道づくりについても推進していきます。

歩行支援に有用な電動スクーター・四輪の高齢者用電気自動車などを活用したタウンモビリティ（ ）においては、利用者の意見を聞きながら、活用方策について検討を続けます。

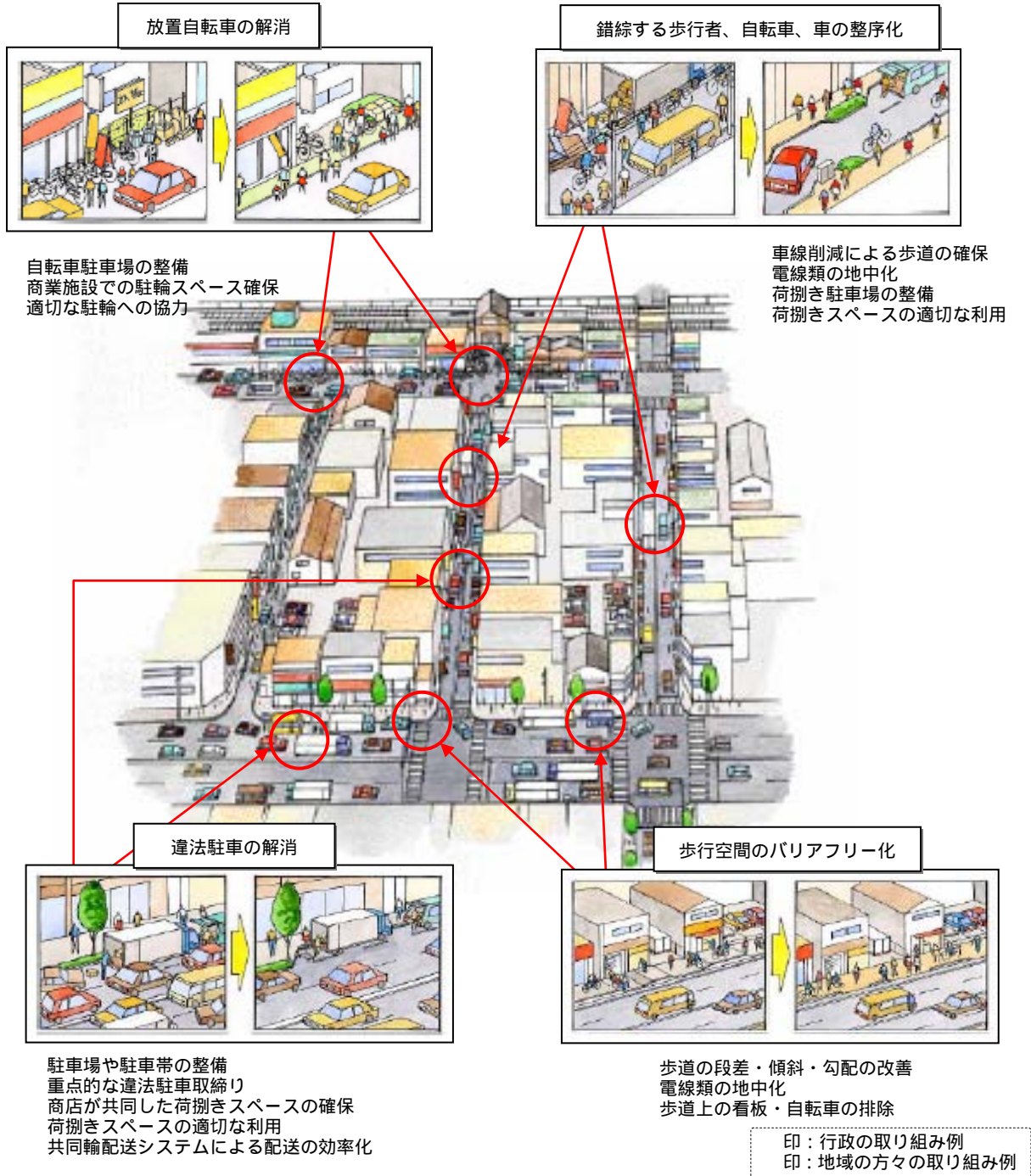
タウンモビリティ：商店街の施設などをバリアフリー化し、高齢者などの移動に困難がある人に対して電動車椅子・スクーターを貸し出して利用を助ける制度。





## 【参考図-商業系地区の例】

商業系地区等においても、住居系地区等と同様、歩行者の通行を優先し、地区内の安全性・快適性・利便性の向上を図るために、以下のような面的かつ総合的に行う交通対策の例を示します。



## 《親水緑地、里山、丘陵等》

自然環境と触れあうことのできる歩けるまちづくりを推進します。

日本海や河北潟、犀川・浅野川などに面した地域では、水辺への親しみやすさを演出する道づくりに努めます。

郊外では、田園集落や山並みなどの郷土の風景を楽しみながら、健康づくりに寄与するウォーキングコースなどの整備を推進します。



里山や丘陵部においては、眺望を考慮しつつ、自然や歴史にふれあいながら、歩くことそのものを楽しむための道づくり（ウォーキング・トレイルなど）を推進します。



## 《街並みの特徴を生かした道路修景》

「みちすじ修景作法書：H9.3」に基づいて、それぞれ金沢の街並みの特徴を生かした道路修景整備を行います。

歴史文化的な環境にある伝統環境保全区域内の歴史的街並みの道路は、城下町として発展してきた歴史的背景を踏まえた修景を行います。また、細街路や坂道、広見においては、変化に富んだ形態を保全しつつ、落ち着いたたたずまいを演出します。用水沿いや川筋の道では、空間の一体化による連続性に富んだ空間を形成します。



市街地系の環境にある近代的都市景観創出区域内の近代的な街並みの骨格道路は、金沢市街地の顔にふさわしい風格ある景観を創出します。近代的都市景観創出区域以外での商業業務地、工業地においては、歩行者がうるおいと安らぎを感じることができる道を演出します。住宅地では、住民の日常生活の中心にふさわしい、安全で親しみやすい道を創出します。



山地・丘陵地を通る主要な道路は、美しい自然景観にとけこみ、地域生態系に配慮した景観を創出します。田園集落地域を通る主要な道路においては、田園集落や街並みなどと一体となった郷土の風景を楽しむように、伸びやかな景観を創出します。海沿いを通る主要な道路では、水辺への親しみやすさを演出する景観を創出します。





## 2. まちを歩く意識の醸成

### (1) 地域コミュニティの醸成

地域住民自ら積極的に道づくりに参加し、道を大切にすることを通じて、地域コミュニティの醸成を図ります。

安全で快適な歩けるまちづくりを推進することで、あらためてまちを歩き、地域住民同士のふれあいが増え、地域コミュニティの機会が増えることとなります。また、地域住民と観光客との交流を推進します。

地元の歴史、自然、文化遺産、施設などの地域の宝を“歩いて学ぶ”ため、地域住民によるマップづくり活動を支援します。また、通学路などの主要な生活道路において、住民や児童生徒などの参加により、安全性や利便性の面から点検を行い、ヒヤリハット地図などを作成し、その改善に努めます。

緑化、美化清掃、除雪などへの自主的な参加を通じて、市民の道を大切にする意識づくりや我が家の前の道という認識を高め、地域コミュニティの醸成を図ります。

地域住民自らの手により話し合いの場を持ち、歩きやすい道整備のための意見や同意をまとめることを通じて、地域コミュニティの醸成が高められます。

学校や地域社会で、自転車などの運転マナーを講習して、歩行者に対する思いやりを向上し、歩行者が安心して歩ける環境を向上させます。



## (2) まちを歩いて知ることの意識の醸成

まちを歩くことにより、まちを知り、まちへの愛着につなげます。

市民がまちの魅力や問題点を知り、まちへの愛着を高めるために、まち歩きイベント（まち・再発見フォトラリー、街並みウォーク）などの開催を推進します。



児童生徒に、金沢をもっと知り、もっと好きになってもらうために、小中学校での“歩いて金沢を学ぶ遠足”などの推進や、“みちのスケッチ大会”の開催などを検討します。

観光客に金沢のまちを歩いて知っていただく金沢城下町みて歩きコースなどの周遊ルートを、新たな観光施設などの整備に伴い、利用実態に応じて見直すなど、回遊性・連続性を考慮して逐次内容を充実していきます。



## (3) まちを歩くことによる環境意識の向上

もっとも基本的な交通手段である「歩く」ことを通じて、環境意識の向上を図ります。

全市的な環境イベントや社会実験などの開催にあわせて、歩くことが環境負荷の低減に役立つことをPRし、環境意識の向上を図ります。



#### (4) 自動車中心から公共交通機関利用への意識の醸成

自動車中心から、歩けるまちづくりを推進するため、行き過ぎた自動車利用を抑制するとともに、公共交通重視の市民意識の醸成を図ります。

自動車利用(とりわけマイカー利用)をできる限り減らして、バスなどの公共交通機関への利用転換を図るとともに、近い所へは徒歩、または自転車を利用するエコ交通運動を推進します。また、自動車を利用する場合においても、省エネルギー意識の向上により、エコドライブへの理解を深めていきます。

なお、金沢市では、平成4年度からマイカー通勤自粛市民運動を展開しています。また、平成15年10月からは、金沢市職員を対象に毎月の最終金曜日をエコ通勤デーと定め、自動車利用の自粛に取り組んでいます。



市民の気軽な生活の足として必要なバス交通については、公共交通を機軸とした都市交通体系の確立を図るため、交通事業者とともにバスを活用した魅力あるまちづくりを推進します。また、パーク&ライドなどを支える駅などの交通結節拠点整備を進めます。



更に、都心への快適な交通手段として、新交通システムの導入を検討します。

自転車は、環境負荷の小さな乗り物として、利用を更に拡大すべき移動手段であるとの認識を基本として、利用しやすい環境づくりを進めるため、「新金沢市総合交通計画：H13.4」に基づき、鉄道駅舎や都心部の集客施設の周辺、主要バス路線沿線での駐輪場の整備を進めるとともに、可能な場合、路肩部での自転車通行帯を設置するほか、自転車通行が可能な歩道整備拡充など、歩行者と自転車が秩序ある利用を行う手立てを工夫することにより、市民の自転車利用を促進していきます。



## (5) 歩くことによる健康づくり

日常生活の中で歩くことによる健康づくりを推進します。

身体を動かすことの楽しさや心地よさを啓発し、「歩いてみまっし金沢」の開催や、歩こう会などの各種団体が開催するハイキングやオリエンテーリング、ウォーキングトレイルへの支援を行います。



また、まちを歩くための支援として、休憩場となるベンチの設置やポケットパークの整備、公園などのトイレ整備などを推進します。





### 3. まちの回遊性の向上

#### (1) 魅力ある歩行空間の創出

都心の賑わいづくりのため、道路整備による連続性の確保、魅力ある歩行空間の創出を図ります。

道路管理者や関係機関との連携を取りながら、既存の金沢城下町みて歩きコースなどの充実に加えて、歩けるみち筋の指定・整備を推進することにより、歩行者ネットワークの連続性の確保（ルート化）を図ります。



街路樹の配置や植樹帯での草花の植栽に加えて、生垣や前庭の植栽、プランターやハンギングバスケットなどの設置を推進して、うるおいある道づくりを目指します。



沿道に彫刻をはじめ、商店・事業所のウィンドウを活用したギャラリー（絵画、生け花、オブジェ）などがあり、子供や若者が歩くことが楽しいと実感できる道づくりを推進します。



まちなかの商店街や観光地においては、閉店後もガラス越しに明りを灯すことやライトアップによって夜間の賑わいと回遊性の向上を図り、防犯にもつなげていきます。

多くの人々が往来する都心部などでは、人が集散する賑わいあるスポットの整備を検討します。



まちなかの回遊性を高める施策とあわせて、街並みと調和したわかりやすいサインの整備や回遊マップなどの作成・配布により、歩行者への情報提供を行います。

## (2) 歩けるみち筋の指定

歩けるまちづくりを推進するため、金沢市ならではの自然、地形、歴史的建造物等を生かした散策路の中で、金沢のまちの風情と良さを身近に感じて歩くことができる道を「歩けるみち筋」として指定し、その整備に努めます。

### 【指定基準】

歩けるみち筋として指定するみち筋は、  
文化財保護法における伝統的建造物群保存地区、景観条例における伝統環境保存区域、こまちなみ保存条例におけるこまちなみ保存区域等の歴史的な情緒を生かしたみち筋  
金沢ならではの街並みを構成している細街路、坂道、広見、歴史あるみち筋  
自然と共生し、眺望等を重視したみち筋等  
で、本市が安全かつ快適に歩くことができる環境として歩けるまちづくりを推進するためにふさわしいと判断する道です。

歴史的な情緒を生かしたみち筋としては、浅野川・犀川沿いの道、用水沿いの道、伝統的な町屋の連なりを形成する道等、歴史を生かした歩行者の回遊性の向上が図られるみち筋が挙げられます。

自然と共生し、眺望等を重視したみち筋としては、山地・丘陵地の道、田園集落の道、水辺の道等郷土の風景が楽しめるみち筋が挙げられます。

金沢市としては、今後、順次“歩けるみち筋”の指定を行っていきます。

## 推進方法

「 施策の具体的な推進方向」において、金沢市が進めていく歩けるまちづくりの具体的な推進方向、市民や事業者の皆さんが、歩けるまちづくりに取り組む際の指標を取り上げましたが、実際に歩けるまちづくりを効果的に推進していくためには、市民、事業者、市が一体となった取り組み、とりわけ、市民、事業者の皆さんの自発的な理解と協力が必要不可欠です。

### 1. 市民、事業者、市が一体となった取り組み

#### (1) 市民、事業者の役割

自主的な取り組みにより、歩けるまちづくりの推進に努めます。

金沢市は、これまでも自然・歴史・文化などを生かした“歩くまちづくり”、“道づくり”を進めてきましたが、道路は、公共財産であることから、これまで行政が主体となってその整備、管理等を進めてきました。しかしながら、地域内の生活道路の主たる利用者は、その地域に住む市民、事業活動を営む事業者の皆さんであり、それぞれの立場からの主体的な歩けるまちづくりへの取り組みが、これからの快適で住みよい自らのまちを築いていくためには、欠くことのできない視点となってきています。

このため、市民、事業者は、自主的な取り組みにより、歩けるまちづくりの理解と関心を深め、歩けるまちづくりの推進に努めることが求められます。

また、事業者は、自らが地域社会の一員であることを認識し、歩けるまちづくりを推進するための必要かつ適切な措置を講ずるよう努めることが求められます。

なお、一定の区域内において、地域にふさわしい歩けるまちづくりを推進しようとする地域住民等から構成される「歩けるまちづくり団体<sup>( )</sup>」は、当該区域において、地域住民の総意に基づく「歩けるまちづくり構想」を策定し、市長と構想内容について協定を締結することができます。

協定を締結した区域においては、地域住民が主体となり、地域住民、更には、その地域を訪れる人々にとって、安全で快適なまちづくりを推進することとなります。

歩けるまちづくり団体：一定の区域内において歩けるまちづくりを推進しようとする団体。

具体的には、当該地区の総意に基づき、町会、商店街等を基礎にした歩けるまちづくりを推進しようとする団体を想定していますが、必ずしもその区域、団体の構成は、既存の町会等の組織に制限されるものではありません。



## (2) 市の役割

市は基本的な方針に基づき、歩けるまちづくりを推進するための必要な施策を策定し、実施するとともに、市民、事業者の自主的な取り組みを支援します。

市は、歩けるまちづくり推進条例の基本理念にのっとり、市民及び事業者の意見を十分に反映させながら、歩けるまちづくりを推進するための必要な施策を策定、実施します。具体的には、歩けるまちづくり基本方針に基づき、自然、歴史、文化などを生かしながら、道路特性、まちの個性に応じた歩く人にやさしい交通環境整備、また、まちを歩く市民の意識醸成の環境づくり、更には、魅力ある歩行空間創出によるまちの回遊性の向上などの取り組みを通じ、安全、快適に歩くことのできるまちづくりを推進し、個性豊かで住みよい都市環境の形成を図ります。

更に、市民、事業者の自主的・自立的な歩けるまちづくりの推進が図られるよう、市は、歩けるまちづくりの推進構想の策定に際して、情報やノウハウを提供するとともに、歩けるまちづくり構想や歩けるまちづくりマップなどの策定について、財政的な支援を行い、より一層、歩けるまちづくりが推進されるよう努めていきます。

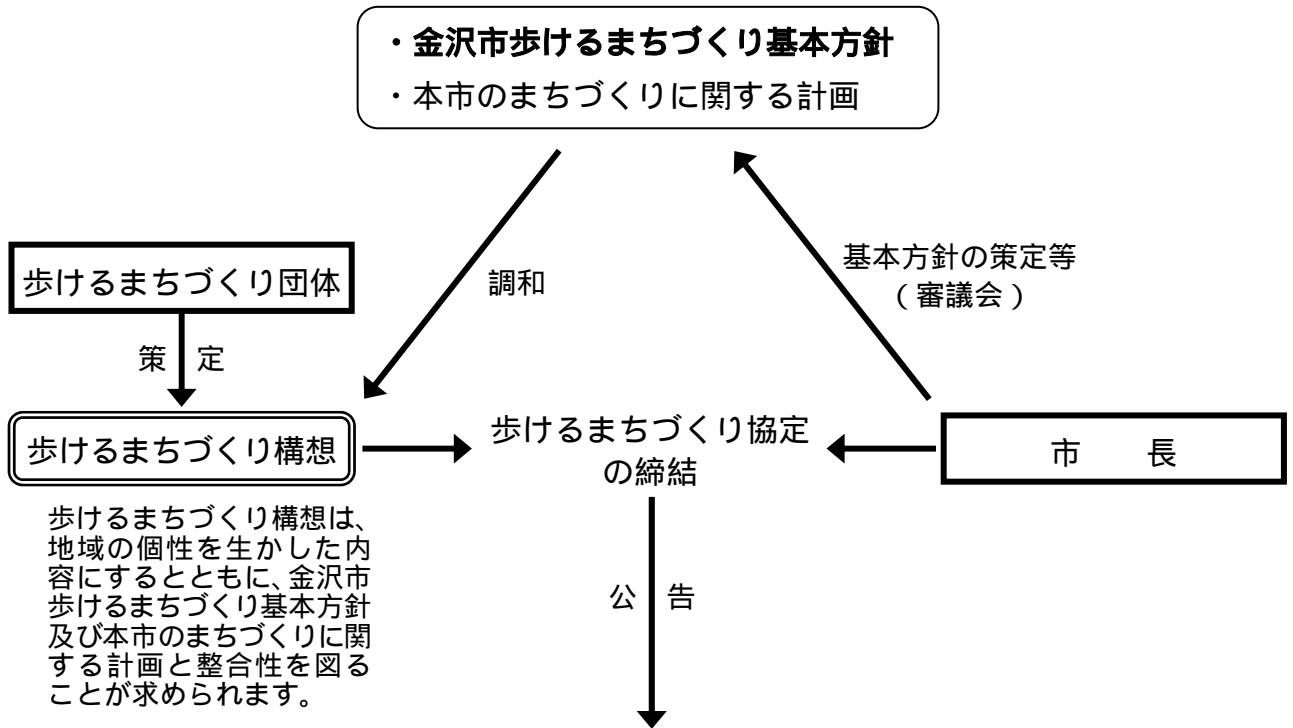
また、市は、歩けるまちづくり構想を策定した歩けるまちづくり団体と協定を締結することにより、地域自らの総意による歩けるまちづくりの推進に関する事項について、国、県、警察などの関係行政機関等とも十分協議のうえ、その実現に向けて、積極的かつ集中的に支援をしていきます。

## (3) 市民、事業者、市の連携

市民、事業者、市のパートナーシップに基づいた施策を推進します。

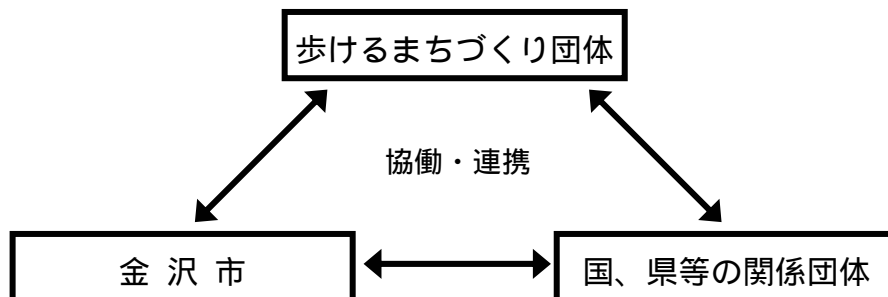
住民と行政とが十分に話し合いの場を持ち、パートナーシップに基づいた合意形成のもと、実効性のある歩けるまちづくりに関する施策を推進していきます。

## 【市民、事業者、市の連携】

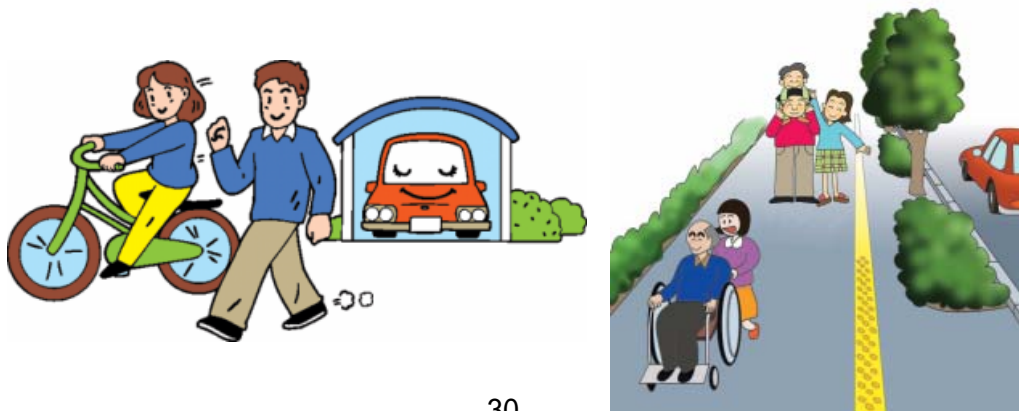


### 構想の具現化のための取り組み

(例) コミュニティ道路整備、歩けるマップづくり、通過交通の抑制、歩こう会支援、バリアフリー化、ユニバーサルデザインに配慮した道づくり、道路の美化・清掃、除雪等



## 【歩けるまちづくりの実現に向けて】



## 2. 歩く意識醸成に向けたPR活動の推進

「歩けるまちづくり」を推進するために、PR活動を行います。

市民に対して、メディア（テレビ、ラジオ、新聞、パンフレット）、いいねっと金沢（金沢市ホームページ）などを利用し、歩けるまちづくりに関する施策内容を逐次PRします。

まち歩きのスィンポジウムやイベントなどを定期的に開催するとともに、歩けるまちづくりに向けた社会実験などを通じて、歩く意識の醸成を図ります。

観光客に対しては、観光パンフレットなどにバス停の位置やバス停から観光地までの安心・快適・安全な歩けるルートなどを明記し、観光地までの公共交通機関の利用や歩くことを促進します。

歩けるまちのモデルとなる先導的な地区において、住民とともに十分な議論を経て、将来のまちづくりを展望した交通対策を行います。その具体的な事例を、歩けるまちづくりに取り組もうとしている団体などに対して、勉強会の開催などを通じ、広く紹介します。



# 金沢市における歩けるまちづくりの推進に関する条例

平成 15 年 3 月 24 日

条例第 1 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条 第 5 条)

第 2 章 歩けるまちづくりに関する基本的な施策  
(第 6 条・第 7 条)

第 3 章 住民等による自主的な歩けるまちづくり  
の推進(第 8 条・第 9 条)

第 4 章 歩けるまちづくりの推進のための支援等  
(第 10 条 第 12 条)

第 5 章 金沢市歩けるまちづくり審議会(第 13 条  
第 15 条)

第 6 章 雑則(第 16 条)

附則

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民が本市の自然、歴史、文化等を背景としたまちの個性に親しみながら、安全かつ快適に歩くことができるまちづくり(以下「歩けるまちづくり」という。)について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、歩けるまちづくりを推進するための基本となる事項等を定めることにより、市、市民及び事業者が一体となって歩けるまちづくりを総合的に推進し、もって本市の個性豊かで住みよい都市環境の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 歩けるまちづくりは、住民に身近な道路においては歩行者への配慮が特に必要であるという認識のもとに、歩行者の歩行と自動車等の通行とが調和した良好な交通環境の整備を図ることを基本として行われなければならない。

2 歩けるまちづくりは、歩くことにより金沢のまちの魅力が高まり、まちに対する愛着が深まるという意識が醸成されるとともに、市民等が市内を徒歩で快適に回遊できるための歩行環境の向上(以下「回遊性の向上」という。)が図られることにより行われなければならない。

3 歩けるまちづくりは、市、市民及び事業者の相互の理解と連携のもとに、協働して行われなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歩けるまちづくりを推進するために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に市民及び事業者の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、市民及び事業者の理解と協力を得るための必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、基本理念にのっとり、歩けるまちづくりについての理解と関心を深め、歩けるまちづくりの推進に努めるとともに、本市が実施する歩けるまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、自らが地域社会の一員であることを認識し、歩けるまちづくりを推進するための必要かつ適切な措置を講ずるよう努めるとともに、本市が実施する歩けるまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

## 第 2 章 歩けるまちづくりに関する基本的な施策 (歩けるまちづくりに関する基本方針の策定)

第 6 条 市長は、歩けるまちづくりに関する施策の総合的な推進を図るため、歩けるまちづくりに関する基本的な方針(以下「歩けるまちづくり基本方針」という。)を定めなければならない。

2 歩けるまちづくり基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 通過交通(地域内に起点又は終点を持たず、その地域を通過する自動車等による交通をいう。)の抑制その他の歩行者の歩行に配慮した交通環境の整備に関する事項

(2) 歩くことの大切さについての市民の意識の高揚に関する事項

(3) 回遊性の向上に関する事項

(4) その他歩けるまちづくりを推進するために必要な事項

3 市長は、歩けるまちづくり基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ第 13 条に規定する金沢市歩けるまちづくり審議会の意見を聴かななければならない。

(歩けるみち筋の指定等)

第7条 市長は、歩けるまちづくりを推進するため、本市固有の自然、地形、用水、緑地、歴史的建造物、文化施設等を生かした散策路等のうち、金沢のまちの風情と良さを身近に感じて歩くことができる道の経路を歩けるみち筋として指定することができる。

2 市長は、歩けるまちづくりを推進するため、前項の歩けるみち筋としての要件を備えた散策路等の整備に努めるものとする。

### 第3章 住民等による自主的な歩けるまちづくりの推進

(歩けるまちづくり構想)

第8条 一定の区域内において歩けるまちづくりの推進をしようとする団体(以下「歩けるまちづくり団体」という。)は、当該区域における歩けるまちづくりに関する構想(以下「歩けるまちづくり構想」という。)を策定することができる。

2 歩けるまちづくり構想は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歩けるまちづくり構想の名称
- (2) 歩けるまちづくり構想の対象となる区域
- (3) 当該区域における交通環境の整備に関する事項

(4) 歩行者の快適な歩行に係る住民等の自主的な取組に関する事項

(5) その他歩けるまちづくりを推進するために必要な事項

3 歩けるまちづくり団体は、歩けるまちづくり構想を策定するに当たっては、歩けるまちづくり基本方針その他本市のまちづくりに関する計画と調和するよう努めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

4 市長は、歩けるまちづくり団体による歩けるまちづくり構想の策定を推進するため必要があると認めるときは、当該歩けるまちづくり団体に対し、技術的な援助をすることができる。

(歩けるまちづくり協定)

第9条 歩けるまちづくり団体は、前条の規定により歩けるまちづくり構想を策定したときは、市長と歩けるまちづくりに関する協定(以下「歩けるまちづくり協定」という。)を締結することができる。

2 市長は、歩けるまちづくり協定を締結しようとするときは、第13条に規定する金沢市歩けるまちづくり審議会の意見を聴くことができる。

3 市長は、歩けるまちづくり協定を締結したときは、その旨及びその内容を公告しなければならない。

4 前2項の規定は、歩けるまちづくり協定を変更する場合について準用する。

5 市長は、歩けるまちづくり構想に基づく当該区域における歩けるまちづくりを推進するため必要があると認めるときは、当該歩けるまちづくり協定の締結に係る歩けるまちづくり団体が行う当該歩けるまちづくり構想の具現化のための取組に協力するよう努めるものとする。

### 第4章 歩けるまちづくりの推進のための支援等(国等への要請)

第10条 市長は、歩けるまちづくりの推進に関し必要があると認めるときは、国、県その他関係団体に対し、必要な協力を要請するものとする。

(援助)

第11条 市長は、第8条第4項に定めるもののほか、歩けるまちづくりを推進するため必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

(表彰)

第12条 市長は、歩けるまちづくりの推進に著しく貢献した者を表彰することができる。

### 第5章 金沢市歩けるまちづくり審議会

(金沢市歩けるまちづくり審議会)

第13条 歩けるまちづくりを推進するため、金沢市歩けるまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第14条 審議会は、この条例に規定する事項その他の歩けるまちづくりに関する事項について市長の諮問に応ずるほか、歩けるまちづくりに関し必要な事項について市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第15条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、歩けるまちづくりに関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### 第6章 雑則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

【お問い合わせ】

金沢市都市政策部交通政策課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1

TEL 076-220-2038

FAX 076-220-2048

URL . <http://www.city.kanazawa.ishikawa.jp/koutsuu/>

E - m a i l . [koutsuu@city.kanazawa.ishikawa.jp](mailto:koutsuu@city.kanazawa.ishikawa.jp)